

平成30年6月

荷主関係団体 各位

厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会
(公社)全日本トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年8月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取る組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年11月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

つきましては、より多くの荷主の皆様にも周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問合せ先 >

○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課	Tel : 03-5253-1111 (内線 5389)
○農林水産省 食料産業局 食品流通課	Tel : 03-3502-8111 (内線 4324)
○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	Tel : 03-3501-0092 (直)
○経済産業省 中小企業庁 取引課	Tel : 03-3501-1669 (直)
○国土交通省 自動車局 貨物課	Tel : 03-5253-8111 (内線 41-333)
○公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課	Tel : 03-3581-3375 (直)
○(公社)全日本トラック協会 企画部	Tel : 03-3354-1037 (直)

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

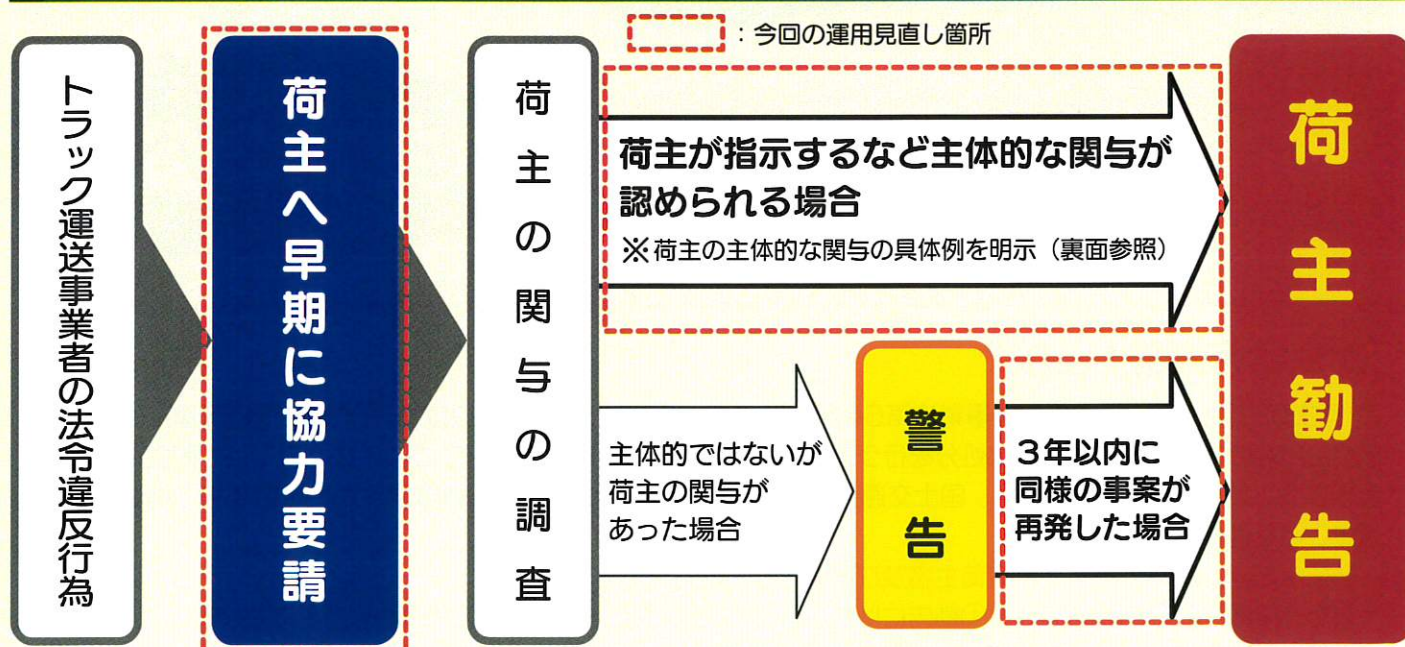
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。



※平成26年1月の改正により運賃・料金とは別に、燃料サーチャージと有料道路利用料を収受することが明確化されました。

② 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩れたりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。